

平成21年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成21年6月15日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年6月15日	13時30分	議長	酒井恵明	
及び宣告	閉会	平成21年6月15日	14時30分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	8番	林博文	出
	2番	重松一徳	出	9番	大山軍太	出
	3番	後藤信八	出	10番	松石信男	出
	4番	鳥飼勝美	出	11番	原三夫	出
	5番	片山一儀	出	12番	平田通男	出
	6番	品川義則	出	13番	池田実	出
				14番	酒井恵明	出
会議録署名議員	11番	原三夫	12番	平田通男		
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山敏行		
	教育長	松隈亞旗人	農林環境課長	吉浦茂樹		
	総務課長	大石実	まちづくり推進課長	平野勉		
	企画政策課長	小野龍雄	会計管理者	高木英文		
	税務住民課長	安永靖文	教育学習課長	毛利俊治		
	健康福祉課長	岩坂唯宜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第 1 総務常任委員長報告（付託議案第36、39、40、41号議案）
- 日程第 2 文教厚生常任委員長報告（付託議案第32、33、36、37号議案）
- 日程第 3 産業環境常任委員長報告（付託議案第34、35、36、38号議案）
- 日程第 4 所管事務等の調査について
（総務・文教厚生・産業環境各常任委員会、議会運営委員会）
- 日程第 5 議員派遣の件

～ 午後 1 時30分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る11日より休会中の本会議を開議いたします。

日程第 1 ～ 3 総務常任委員長報告・文教厚生常任委員長報告・産業環境常任委員長報告

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 総務常任委員長報告、日程第 2 . 文教厚生常任委員長報告、日程第 3 . 産業環境常任委員長報告を一括議題とします。

まず初めに、総務常任委員長の審査報告を求めます。原総務常任委員長。

総務常任委員長（原 三夫君）（登壇）

それでは、総務常任委員会での審査報告を申し上げます。

第36号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第 1 号）中付託分
（歳入全般及び歳出 1 款、2 款、9 款、14 款）

第39号議案 基山町公共下水道工事請負契約について

第40号議案 基山町公共下水道工事請負契約について

第41号議案 基山町立基山小学校屋外運動場整備工事請負契約について

本委員会は、6月10日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第36号議案、第39号議案、第41号議案に対する審査の経過は次のとおりでございます。

第36号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第 1 号）

歳 入

（13款 2 項 8 目 1 節）

地域活性化・経済危機対策臨時交付金108,000千円について、県内他団体と金額を比較すると、基山町は金額が低いことについてただしたところ、財政力指数が交付金額の算定基準になっているとの説明を受けました。

また、42事業の中から19事業を選択した選定基準についてただしたところ、国の指針であ

る地球温暖化対策、少子高齢化への対応、安全安心の実現を考慮しながら、将来的に必ず実施しなければならない事業を優先したとの説明を受けました。

今後の事業選定に当たっては、住民の要望や議会審議の経緯を反映した事業にするよう強く要望をいたしました。

歳 出

(2 款 1 項 5 目 13 節)

庁舎等地上デジタル放送対応事業委託料5,000千円におけるテレビ更新に当たっては、住民サービスを重視した機種選定をするよう要望いたしました。

(2 款 1 項 6 目 13 節)

消費者生活相談業務委託料179千円についてただしましたところ、相談件数が増加しており、従来は毎月2回実施していたが、今後3年間は毎週1回実施するとの説明を受けました。

(9 款 1 項 3 目 19 節)

消火栓維持管理負担金26,400千円についてただしたところ、今回の計画は、設置後33年を経過した消火栓42基を取りかえるものであり、今後は耐用年数の30年を経過した消火栓を順次取りかえるとの説明を受けました。

第39号議案 基山町公共下水道工事請負契約について

入札参加資格条件についてただしたところ、本工事は推進工法による特殊な工事であり、条件付一般競争入札方式を採用しているが、JRの下を工事するので、社団法人日本鉄道施設協会認定の在来線工事管理者を配置できる業者で、指名を受けた実績のある業者という条件を追加したとの説明を受けました。

落札率71%についてただしたところ、適正な応札の結果であり、事業遂行に当たってはまちづくり推進課で適切な監理をしていくとの説明を受けた。

なお、最低制限価格の設定については、現在検討中であるとの説明を受けた。

また、今後、議案については追加議案ではなく、当初から提案するよう要望いたしました。

第41号議案 基山町立基山小学校屋外運動場整備工事請負契約について

指名競争入札にした理由及び基準についてただしたところ、地場産業育成と地域経済の活性化などを考慮して、県の等級基準に合致した町内A級の業者を含む鳥栖土木事務所管内の6業者を指名しているとの説明を受けました。

グラウンドの排水についてただしたところ、1日雨量20ミリまでは表面に水がたまらない

との説明を受けました。

なお、本契約に含まれない倉庫、便所等については、別の契約により同時期に施工するとの説明を受けました。

以上をもって総務常任委員会の審査報告を終わります。議員各位におかれましては、十分検討され、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上をもって報告を終わります。

議長（酒井恵明君）

次に、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。平田文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（平田通男君）（登壇）

文教厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

第32号議案 基山町立図書館設置条例の制定について

第33号議案 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

第36号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分
（歳出3款、4款、10款）について

第37号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月10日付付託されました上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

なお、第32、第36号議案に対する審査の経過は次のとおりであります。

第32号議案 基山町立図書館設置条例の制定について

基山町立図書館設置条例の制定については、改正前の条例が実態に即していないため、今回、全面改正をしたとの説明を受けました。

なお、今回の条例改正案は設置のみの規定であるが、町民に影響を与える管理運営条項を規定すべきではなかったのか。また、図書館法第14条に定める図書館協議会についても規定すべきものとの意見がありました。

第36号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第1号）中

歳 出

（3款1項3目20節）

扶助費20千円の追加については、基山駅前で行旅病人が発生し、病院へ搬送され、治療を受けた経費であるとの説明を受けました。

(4 款 1 項 1 目 15 節)

保健センター床改修工事については、新築後11年しか経過しておりませんが、高齢者、幼児等の利用が多く、クッション性に欠けるとの利用者からの指摘があり、今回、張りかえ工事を実施するものであるとの説明を受けました。

(10 款 4 項 5 目 12 節)

手数料60千円の追加についてただしましたところ、パソコンのウイルスチェックの更新手数料であるとの回答を得ました。

なお、パソコンの利用は、町主催のパソコン教室で年2回(延べ18回)のみの利用でしかなく、その利用率は極端に低く、今後、有効に活用されるよう強く要望いたしました。

(10 款 2 項 1 目 18 節)

(10 款 3 項 1 目 18 節)

今回、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して校用備品(デジタルテレビ、教務用パソコン)を設置するものでありますが、交付金の趣旨にのっとり、地域活性化のために地元への波及効果があるように強く要望いたしました。

議員各位におかれましては、当委員会の審査結果について十分審議をしていただき、御賛同を賜りますようお願いいたしまして、審査報告といたします。よろしく願いいたします。

議長(酒井恵明君)

次に、産業環境常任委員長の審査報告を求めます。大山産業環境常任委員長。

産業環境常任委員長(大山軍太君)(登壇)

産業環境常任委員会審査報告を申し上げます。

第34号議案 町道の路線の廃止について

第35号議案 町道の路線の認定について

第36号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第1号)中付託分

(歳出2款1項7目、3款1項5目、4款1項3目、6款、8款)

第38号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算(第1号)

本委員会は、6月10日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、第34、35、36、38号議案に対する審査の経過は次のとおりです。

第34号議案 町道の路線の廃止について

第35号議案 町道の路線の認定について

白坂・久保田2号線を三国・丸林線に接続するためには道路法による道路の認定が必要である。三国・丸林線に接続する理由としては、旧鳥栖筑紫野有料道路の無料化と国道3号線の拡幅工事後に接続する計画であり、また、今後の開発等、将来を見込んだための道路整備を行うためであるとの説明を受けた。委員会の中では、パークアンドライド事業に関して、三国・丸林線へ接続したのではないかと意見もあった。今後、地域住民に対しての十分な説明をするよう要望した。

第36号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算(第1号)中付託分

(歳出2款1項7目、3款1項5目、4款1項3目、6款、8款)

歳出

(3款1項5目15節)

防犯街灯LED化工事の3,000千円についてただしたところ、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により、基山駅周辺にCO₂の排出量の削減率が70から78%の防犯街灯15基の設置を予定しているとの説明を受けた。委員会としては、けやき台駅周辺への設置も要望した。

第38号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算(第1号)

歳出

(2款1項1目13節)

設計委託料7,300千円についてただしたところ、基山町公共下水道事業は、福岡県の流域下水道事業により進めている。現在、福岡県は流域下水道事業の見直しを検討しており、佐賀県も汚水処理構想の見直しを行っている状況である。今後の基山町下水道整備方針を検討するための資料作成であるとの説明を受けた。

以上、当委員会の可決決定どおり、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、産業環境常任委員会の審査報告といたします。

議長(酒井恵明君)

以上で3常任委員長の審査報告はすべて終了いたしました。

これより討論、採決を行います。

第32号議案に対する討論を行います。反対討論ありますか。片山議員。

5番(片山一儀君)(登壇)

第32号議案 基山町立図書館設置条例の制定について、担当委員ではありませんが、文教厚生委員であります、あえて反対の討論を行いたいと思います。

本議案は、提案理由にあるとおり、あるいは説明にあったとおり、全面的に見直し改正する必要があるということでありました。また、図書館法10条の「設置に関する事項は条例で定めなければならない」という文言を根拠に本条例の意義を説明されております。ある議員は、一般法より特別法が優先するという意見もありましたが、設置だけされればいいんじゃないかと、優先の原則があるからですね。

しかしながら、私はまず法理論上、法体系上という視点から異議を申し上げます。

法というのは必要最小限を定めるのが原則であります。図書館を設置する場合は条例で定めると規定しているだけなのでありまして、ほかのものを定めてはいけないとか、定めなければいけないとか、そういうことは規定していないわけですね。

まず、図書館法の目的の中には、「設置運営に関し必要な事項を定める」と定めています。その中で設置については条例を定めようということなんですね。条例は法律であり、法というのは住民を統制、あるいは規制し、あるいは規則に根拠を与えるものであります。ゆえに、住民に関係あるから住民から付託された議会で審議するわけです。例えば、今回提出された条例案には利用時間というのが示されておられません。これは規則の中で示されております。利用時間は、住民サービスにかかわり、図書館運営に関する重要な事項であります。これは今回全面的に見直す条例にあれば変えることが必要だと、規則に盛り込んでいるからいいよという話にはならない。住民にかかわる事項を議会に通すことなく、教育委員会で勝手に決めてよろしいということになっておりますが、そんなはずはないのであります。私は、条例と規則に定めることの本質を問いましたが、答えはいただけませんでした。回答がありましたが、回答になっておりませんでした。規則というのは、特別権力関係において指揮系統上の長が部下を指揮するための定めであります。したがって、これは議会にはかける必要はないのであります。しかしながら、住民にかかわる事項は議会にかけなければいけない。住民の代表を通して決めるというのが前提であります。

ついでにちょっと申し上げさせていただきますと、基山町は要綱でいろんなことを決めております。例えば、町長の会議費、交際費に関する要綱だとか、議長の交際費に関する要綱だとか決めているんですが、要綱と規則というのを勘違いされている節があります。要綱というのは考え方のよりどころであり、事務の根拠にはなりません。国にも県にも要綱はあり

ます。防衛計画の大綱というのがあるんですが、これもあくまでそのよりどころになる事項であって、これで規制するわけじゃないんです。考え方を規制することはありませんよ。

また、上位条例に基づいてつくらなければならないはずの規則であって、上位条例がないものがあります。例えば区長の事務に関する規則があるんですが、区を定める条例なんてないんですね。総務課に法令担当の職員がおられますが、専門家ではない。それを指揮監督すべき上司の総務課長は任務を全うされておるのでしょうか。

ちなみに、現行の基山町の図書館に関する条例には「司書及び司書補」という文言がありません。図書館法では司書及び司書補について詳しく定め、公立図書館には専門職、すなわち「司書及び司書補を置く」と定めています。現行条例にこの文言が含まれなかったのは執行部のミスか、当時の議員さんのチェックミスでわかりませんが、議会がきちんとチェックしなかった、あるいはできなかった結果ではないかと思います。設置ということだけではなくて、図書館奉仕、あるいは運営及び図書館協議会について盛り込むべきであったと思います。本条例は、法理論上、法体系上誤りである、欠陥条例であると私は考えております。

次は、コンプライアンスの視点から異議を申し上げます。

コンプライアンスというのは、御存じのように法令遵守だとか、あるいは上司の意図をちゃんと守るとか、そういうふうに解釈をされておりますが、図書館協議会を置くことができるということで図書館法には定められておりますけれども、町長が公約をされている第4次総合計画である協働のまちづくりに反するもので、コンプライアンスの欠如じゃないかと思えます。これは町長が出された条例であっても、我々は町長が住民と公約されたことをチェックしなければならない。したがって、町長が出されても、町長の公約に外れるんじゃないでしょうか。という視点からやっぱりチェックしなければいけないと思えます。

先ほど委員長報告で要望しましたというところがたくさんありました。今まで要望に対して、私を知る限り議会で報告をされたことはありません。全部聞き置いただけであります。これは議会も要望しないのは悪いけど、本来、普通だったら要望したら、その要望についてはこうしましたという報告があってしかるべきです。要するに、行政は聞き置いただけ。あとは知らない。黙って頭を下げてから通り過ぎるよという姿勢じゃないかと思うんですね。

それで、今まで原案どおり可決することをお願いすると委員長報告がありましたが、これから議員の方をお願いをします。町政会派というのがこの議会にありますが、その有力議員の発言で、町長部局が提案した事項は議会を通さないと町長不信任につながる。したがって、

議会では設立させなければならない、こういう話を聞きました。案件を否決することは町長の不信任にはつながりませんし、正当な議会行為です。議会活動です。それをいろいろの注文をつけていながらこれを可決するということは、議会活動が正常に機能していないと私は考えるものであります。審議段階でいろんな意見、修正要望が出されながら案のとおり可決されるというのは、議会が正常に機能していないのではないのでしょうか。

議長がよく申されます。いろんなところで申されます。議会は厳しくチェックしなければならない。しかし、結果は多数派の賛成で、この2年間、私が議席をいただいてから2年間、すべて可決をされました。これがどのような結果を生んだのでしょうか。先ほどのように聞き流したという結果になるんです。執行部が出した案件は、議会は必ず可決するという行政のおごり、議会に対するあなどりであろうと私は思うんです。その証拠に、提案理由には理由にならない理由を書いているという結果を招いています。

前回、総務課長のほうに、あるいは町長に予算の組み替えをお願いしました。総務課長はできないと答えられた。これは偽りであります。私がもしそれが組み替え動議ができるということを知っていなければ、できないと言われたら、ああ、そうか、できないと思ってしまう。さにあらず、私は組み替え動議ができることを承知しています。それでただしますと、課長は、やらない、こういうふうに言いかえられます。やらないという意味を表明されました。確かに組み替え作業は労力を要しますし、大変です。メンツにもかかわるかもしれません。やりたくないのは元公務員として理解できます。しかし、このことは議会軽視、いや、議会無視ではないのでしょうか。当事者にはその意識はないかも知れませんが、結果としてはそういうことになっております。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の配分について、執行部が住民の要望、あるいは住民の希望、議員が議会において要望した事項を一個だにしていないんですね。（発言する者あり）いや、わかっていますよ。それで、議会皆さんをお願いしているんですよ。その例を挙げているんです。黙って聞いていただけませんか。関連して、これ通らないことを皆さんに言っているんですよ。（「これは補正予算じゃない」と呼ぶ者あり）そこで言ってもいいんですけど、私は32号の例として、補正予算とか言いませんから。無視した。もう我々がそういう体質をつくった、いろんなことを全部通してしまう、そうではないのでしょうか。

32号議案のように欠陥条例、私が考えているんですけれども、コンプライアンスに欠ける条例を議会で承認すべきではないと思います。

また、この条例は緊急性もありません。もう一度見直して継続審議にするなり、議員各位の再考を強く望み、本議案に対する反対討論を終わります。

以上です。

議長（酒井恵明君）

第32号議案に対する反対討論がありました。

賛成討論される方、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第32号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおりに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第32号議案は原案どおり可決しました。

第33号議案に対する討論を行います。反対討論をされる方、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第33号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおりに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第33号議案は原案どおり可決いたしました。

第34号議案に対する討論を行います。

まず、反対討論。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私は、第34号議案 町道の路線の廃止についてについて反対討論を行います。第35号議案町道の路線の認定についても同様に反対します。

両議案に対しての反対理由を申し上げる前に、まず、みずからの反省点を述べ、今後の議会活動に生かしていきたいと考えております。

それは、昨年6月議会で提起されましたパークアンドライド事業についての私の理解不足、勉強不足があったという点についてです。

簡単にパークアンドライド事業について述べますが、けやき台北部、町道白坂・久保田2号線の行きどまり、隣接町有地に高速バス、公共交通機関の利用促進のために駐車場を整備する事業でした。事業主体は西日本鉄道株式会社で、事業負担を2分の1出資し、残りを国と町で4分の1ずつ負担するものです。西鉄から10年間で7,480千円の町有地利用料の繰り入れに、それを全額町の工事負担金として充当し、本年2月に完成いたしました。

私は、パークアンドライド事業で一時的に町道白坂・久保田2号線を利用し、いずれは一級町道三国・丸林線に開通、接続するものと理解しておりました。けやき台開発をする中でまず町道白坂・久保田2号線ができたわけですが、最初から三国・丸林線に接続すれば迂回路になり、事故や騒音の心配があり、旧鳥栖筑紫野有料道路の無料化と国道3号線の拡幅工事終了後までは接続を見合わせるようになっておりました。

改めてパークアンドライド事業の当時の説明を読みますと、当初約70台から、採算も考慮に入れて100台ぐらいにしたという説明、町道予定地を利用したいとの説明があったわけですが、しかし、私の頭の中にはまさか完全に封鎖するという事はないというふうな先入観と、今後のけやき台北部一帯の道路行政をどのようにするのかというふうな疑問もありませんでした。

本年2月にでき上がったパークアンドライド事業の駐車場を見て愕然としました。これでは将来、町道三国・丸林線に接続できないと、今後どうするのだろうというふうに思っておりました。本年3月、議会予算に町道白坂・久保田2号線測量設計業務委託料4,649千円が計上され、初めて新たな町道をつくることになりました。予算委員会の中で質問し、執行部の説明を聞いたわけですが、どうしてパークアンドライド事業の説明のときに将来の町道計画を説明しなかったのかという疑問が今でもあります。また、なぜ詳しく説明を求めなかったのかという自己反省もあります。

私は、今議会での町道の路線の廃止と認定の議案に対する審議や委員会で疑問が払拭しないことにより、議案の取り下げ、または議案未了による継続審議の取り扱いを求めたいわけですが、その手続きができませんので、以下の理由により反対を申し上げます。

反対の第1の理由は、パークアンドライド事業により駐車場整備と今回の町道三国・丸林線との接続道路の新設の関係がはっきりしないという点です。さきに申しましたように、昨

年の6月議会、パークアンドライド事業の説明のときに、今後の道路計画の説明不足が今回の一因にあるというふうに思っております。

第2に、けやき台住民への説明がどのような形でされているのか、今後するのかというのが不明という問題があります。もともとバイパス無料化と国道3号線拡幅後には接続する予定だからというふうに言われますが、生活道路としての接続なのか、民間開発やスマートインター設置を見越しての接続なのか、不明点が多い中では、今後のけやき台北部の開発計画を含めての説明は当然すべきで、道路路線認定後と言われておりますが、前段にすべきだというふうに思っております。

第3点目は、どうして急いで道路路線認定をするのかという問いに対して、まちづくり交付金を活用して延長接続工事との説明がありました。まちづくり交付金は平成23年度までです。それまでに活用するためには、今回、道路認定を行い、測量設計を急がないといけないとの回答でした。道路行政には多額の税金を投入しないといけない、また交付金といえども税金です。現在、まちづくり基本条例を策定し、議会に上程する段階まで進んでいます。今回の道路行政の矛盾点は住民主役の欠落、情報公開の不足、町民参加に対する形骸化など多くの問題を内包しているとの認識不足で、まちづくり基本条例との整合性に余りにもかけ離れているというふうに思っております。

また、第4次総合計画や都市計画マスタープランに記されている塚原・長谷川線や日渡・長野線など都市計画道路の延伸計画は全く進んでいませんし、基山町全体の道路行政の将来展望が明らかにされていないという問題もあります。

私は以上申し上げました理由により反対しますが、道路行政は大変大事だと思っております。新しい町をつくる、新しい住居空間をつくる、新しい工場地帯をつくる、すべて道路をまずつくらなければならないという問題もありますし、住みよい環境にするために、拡幅、延伸工事も当然行わなければならない反面、多額の税金を投入しなければならない反面、道路行政で町の景観が大きく変わることが考慮されます。当然まず説明する義務があるというふうに考えております。ぜひ町民、地域住民との合意形成、コンセンサスを求める努力を行政はしっかりしていただきたいということを要望いたしまして、反対討論を終わります。

よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

第34号議案に対する反対討論が行われました。

賛成討論される方。大山議員。

9番（大山軍太君）（登壇）

私は、第34号議案 町道の路線の廃止について、第35号議案 町道の路線の認定について、可決すべきであるとの立場で討論を行います。

第34号議案と35号議案の目的は、今後の計画検討と事業を効率的に行うための道路法による手続として町道の廃止と認定を行うものであります。

現在の白坂・久保田2号線はけやき台の住宅団地開発と同時につくられたものですが、当時の交通事情により、三国・丸林線への接続は行われておりません。その後、旧鳥栖筑紫野有料道路が無料化され、国道3号線が4車線化されたことにより状況は大きく変化しております。また、高速道路のスマートインターチェンジの設置や周辺地区の大型開発が将来的に予想される中、当該道路を三国・丸林線に接続することは当然検討すべきことであります。既に施工されているパークアンドライド事業による駐車場の整備とは別に計画されているものであります。

平成21年度当初予算の中には委託料が計上されており、この業務を補助事業として効率的に執行するためには当該道路を町道として認定すべきであります。今後、道路の整備計画等について地域住民に対して十分な説明をしていただき、事業を進めていただきたいと思います。そのためには、上程された34号議案と35号議案の可決に賛成するものであります。

以上、賛成討論を終わります。

議長（酒井恵明君）

ただいま第34号議案と第35号議案に対する賛成討論が大山議員よりありました。

反対討論ありますか。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

35号議案は一緒に、後でよろしいですか。

議長（酒井恵明君）

関連しておるから一緒にいいですよ。片山議員の裁量で。

5番（片山一儀君）続

35号議案は35号議案のところでは反対討論をさせていただきたいと思います。

非常に関連が深いので、34号議案だけについて反対討論をさせていただきます。

重松議員から反対があり、大山議員から賛成がありました。しかしながら、論点が2人の意見では少し違うと思うんですね。

1つは道路交通法の問題、これは私も反省をしなきゃいけないんですが、パークアンドライド事業があるときに、あそこがとめられるなんていう常識では考えられないことが起きているんです。我々は常識で物を考えて、ああいう事態にならんだろうとしていたら、説明も悪かった、そういう理解も悪かったんでしょ、とめられてしまった。もともとこれは町道の認定のときから誤っております。なぜ誤っているかという、白坂・久保田2号線、団地開発のときに開発業者にこれは行政指導があっているはずであります。確認する手段はあるんですが、しておりません。あつたはず。そして、これは行きどまりになり、道路行政ではつなぐということが原則なんです。流れをつくるということが原則なんです。ですから、あそこを開発するに当たっては、3号線につなぐ道路をつくれという話が必ずあった。だからできていたんです。

ところが、それをけやき台の住民の方の意向で遮断をされました。それが今回、行政がパークアンドライド事業でさらしてしまったんですね。血管の流れをとめてしまったんです。このもともとあった道路は、国道3号線の複線化、有料道路の無料化の後、地域住民と協議することになっていたというふうに聞いていますし、そのような答弁が先回も出ておりました。これは多くの住民が承知していることであります。しかし、前回、パークアンドライド事業により住民の協議もなく、行政によって遮断をされました。本案件は、このミスを糊塗するものであろうと私は理解します。

また、35号議案を提出することが前提と考えられます。したがって、35号議案に対する反対は後ほど述べますが、当面、これは廃止をすべきでないというふうに考えております。

以上でとりあえず34号議案についてはこの程度で反対討論を終わります。

議長（酒井恵明君）

第34号議案に対する片山議員の反対討論が行われました。

ほかに討論される方、ありますか。賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

第34号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第34号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第35号議案に対する討論を行います。反対討論。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

町道の認定について、反対の立場から討論を行います。

まず、道路行政の手法の視点から申し上げます。

認定しようとする町道は、既存の道路の認定ではなくて、道路新設事業なんです。先ほど大山議員から道路法を根拠にされましたが、これは道路法を根拠にすべきではありません。これはまちづくり推進課長にも申し上げたんですが、都市計画法がもとあって、それで、その中に、私、質問じゃないから聞きませんけれども、あなたは道路行政の手引きをどの程度読まれましたかと本当は質問したいんです。執行部は道路行政の手順を誤っております。すなわち、道路行政において一番大事なのは、その必要性、将来の影響等を十分に説明し、まず理解してもらうことが第1点。それが最初手順書にも明確に示されております。今回しておりません。また、先ほど大山議員も、これからしてください、認定してしてください。議会のお墨つきをもらって説明するのと、最初から皆さんの意向を聞くのとは全然意味が違います。まず地域住民に、これはこれからどれぐらいの交通量が予想されます。これはこうなります。したがって、これは道路をつくらなければいけません。これから土地代かえなければいけないと説明があって、いや、そうでしょうという順序、賛同があって初めから進める事業ですね。もともと今の遮断された道路行政でそれはつくってあった。それが住民のほうで遮断された。それを行政は手前までしか町道と認定していないんです。いろんな事情があったんでしょうが、これはもともと行政主導で開発業者にあった指導で、こうした、しなさい、そうしないと開発許可しないよという指導があったんです。だから、それをつくった道路は認定しておかなきゃいけなかったのが認定されていない。そのとき議会で多分審議されたけど、それがよくわからなかったんだらうと。常識的でなかったのかもわからないけれども。

まず、事業にはビジョンがあって、コンセプトがあって、スケジュールが重要です。この前、道路勾配をただしたときには、その検討もされておらない。執行部の創造力、構想力、

企画力の欠如である。町長がおっしゃった視野狭窄、浅慮の何ものでもない。

先週金曜日にけやき台三丁目の方と、知らない方ですが、ちょっと面談する機会がありました。本件について聞いたら、全く知らない、驚愕されておりました。区長が今の2号線を通すことに賛成だという話があったときに、その方は、それは区長の意見じゃない、個人の意見として言ってくれとただしたというふうにおっしゃっておりました。

そのように、まず住民とやる、これが道路行政の最初の手順です。ただ、認定かどうかというのは道路法で決められていますから、それでも構わないんですが、道路行政というのはそういうもんじゃない。都市計画にも関係する手法です。都市計画審議会にも諮っておられない。全く何を考えられているのか私もようわからんのです。ざんきにたえない。

次は、提案理由に申し上げます。道路法で議会の認定が必要であるかという、これは大山議員も言われました。しかし、これは本事業の必要性を提案理由として述べるべきであります。こういうふうにはっきりしない条例は我々は拒否しなければならない。

次に、コンプライアンスの成果を申し上げます。

町長が公約として総合計画の柱ともされている協働に関して、住民の対応されていないにもかかわらず、住民無視の所業であり、これはコンプライアンスの欠如ではないかと思えます。構想もなく、住民無視で、手順にも誤りがある。これは認定する手順は誤りじゃありませんよ。道路行政について誤りがある。住民に負託を受けた議会として、これは認めるべきではないんじゃないでしょうか。

産業環境常任委員会4名ですね。そこでされても、我々が正当に判断をしなかったら、住民から議会が信用をなくすことになりかねない。先ほど委員長報告で、我々が決めたことに賛同しろと。総務委員長はよく検討し、賛同願いたいとおっしゃった。でも、産業環境常任委員長は、我々の決意に賛成しろという表現でした。我々は、ここで討論の場です、議会は住民の代表であります。住民に説明をしと求めたからでは済まない。我々が住民を代表して決める。これはずっと議会だよりに賛否をつけていますから、だれとだれがこの案に賛成したか反対したか、全部出てまいります。住民無視の案を通すことがあっては大変だと思う。これは先ほどは行政に我々は無視されている、あるいは軽視されていると申しましたが、住民から信をなくす結果になりかねない案件であります。

ひとつ議会が信用をなくさないように、これを通すと執行部の議会軽視を増長し、住民の議会に対する信を失い、議会の軽重の鼎を問われかねない議案であると思えます。これを可

決すべきでしょうか。皆さんの真剣な再考をお願いして、私の反対討論を終わります。基本は住民を無視した議案を通すべきでない、これが1点であります。

よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

第35号議案に対する片山議員の反対討論が行われました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終結いたします。

第35号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第35号議案は原案どおり可決いたしました。

第36号議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第36号議案を採決します。本案を総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第36号議案は原案どおり可決いたしました。

第37号議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第37号議案を採決します。本案を文教厚生常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第37号議案は原案どおり可決いたしました。

第38号議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第38号議案を採決します。本案を産業環境常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第38号議案は原案どおり可決いたしました。

第39号議案に対する討論を行います。反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第39号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第39号議案は原案どおり可決いたしました。

第40号議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第40号議案を採決いたします。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第40号議案は原案どおり可決いたしました。

第41号議案に対する討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第41号議案を採決します。本案を総務常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第41号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第4 所管事務等の調査について

議長（酒井恵明君）

日程第4．所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務、文教厚生、産業環境常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

日程第5 調査派遣の件

議長（酒井恵明君）

日程第5．調査派遣の件を議題とします。

本件については、別紙記載どおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上をもちまして、平成21年第2回定例会を閉会します。

～午後2時30分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒 井 恵 明

基山町議会議員 原 三 夫

基山町議会議員 平 田 通 男